

一部健診項目追加、判定基準変更のお知らせ（平成 30 年 4 月 1 日以降）

当院健診センターでは、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（平成 29 年 8 月 1 日厚生労働省令第 88 号）」及び公益社団法人日本人間ドック学会が定める健診項目に基づき、平成 30 年 4 月 1 日より、一部健診項目の追加及び、判定基準を変更いたします。詳細についてはお電話でお問い合わせください。